

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年11月22日 03時30分ごろ
発生場所	山口県周防大島町前島北岸付近 由宇港由宇1号防波堤灯台から真方位132°3海里付近 (概位 北緯34°00.6′ 東経132°15.9′)
事故の概要	漁船大成丸は、南西進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年12月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 大成丸、3.7トン YG3-48673（漁船登録番号）、個人所有 第291-42454号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部外板に擦過傷、プロペラ翼等に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約1.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、操業を終えて帰航するため、約10ノットの対地速力で手動操舵により前島北東方沖を南西進していた。 船長は、GPSプロッターの画面を調整していたところ、衝撃を感じ、前島北岸付近の岩場に乗り揚げたことを知った。 本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.5mであった。 船長は、本事故当時、魚市場の開場時間が気になって急いで帰航しようと思い、航行しながら画面の表示をノースアップからヘッドアップの状態に調整していたが、GPSプロッターの調整を行った後に漁場を出発していれば良かったと本事故後に思った。
分析	本船は、前島北東方沖を南西進中、船長が、GPSプロッターの画面表示を調整していて船位の確認を行っていなかったことから、前島北岸付近の岩場に向首していることに気付かずに航行し、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、魚市場の開場時間が気になって急いで帰航しようと思っていたことから、航行しながらGPSプロッターの画面表示を調整していたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、前島北東方沖を南西進中、船長が、GPSプロッターの画面表示を調整していて船位の確認を行っていなかったため、前島北岸付近の岩場に向首していることに気付かずに航行

	し、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・GPSプロッターの調整は、航行を開始する前に行うことが望ましい。